

令和 8 年度 国等の契約の基本方針の策定（案）（概要）

令和 8 年 4 月
中小企業庁

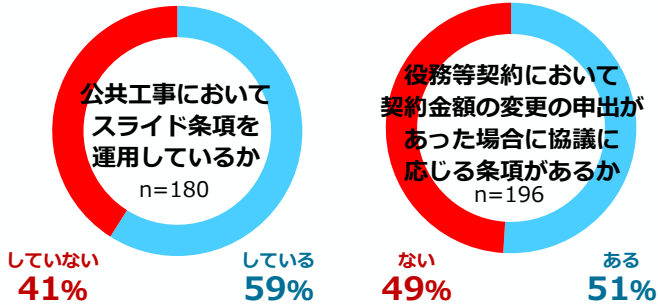
官公需における価格転嫁・取引適正化の推進

- 地域経済への影響が大きな官公需における価格転嫁・取引適正化について、国の地方支分部局・独法等、地方自治体を含め、取組を徹底していく。

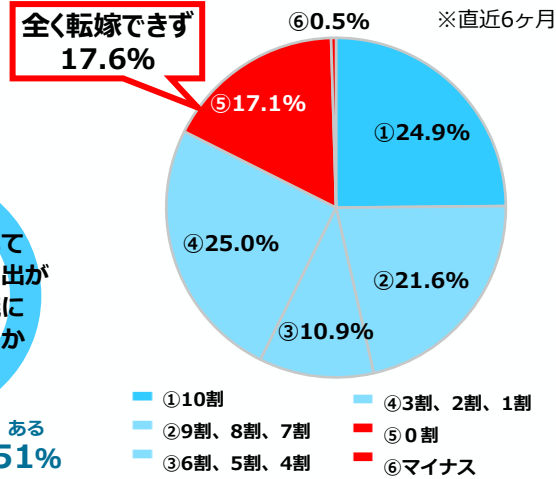
◆価格転嫁率の状況



◆国等（省庁、独法・国立大学法人等）の状況



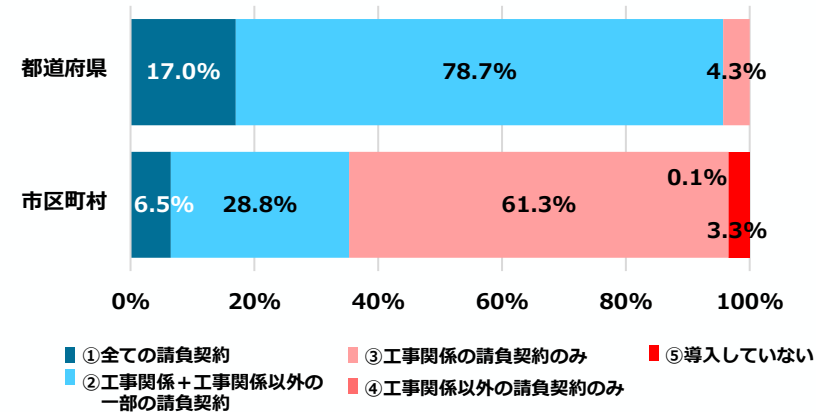
◆価格転嫁が認められた割合



◆地方の低入札価格調査・最低制限価格制度の導入状況

(出所) 令和7年9月総務省調査

地方公共団体



◆必要な予算の確保

- 令和8年度予算（財務省等）
 - 公共工事の設計労務費単価 対前年度比+4.5%
 - 学校施設整備補助単価 対前年度比+7.7%
 - 庁舎管理の請負事業の予算増額 等
- 令和8年度地方財政計画（総務省）
 - サービス・施設管理等の委託料など物価高への対応として5850億円を増額計上。
 - 価格転嫁の取組を普通交付税算定に反映する「価格転嫁分」（1000億円程度）の創設 等

◆発注の見直し

- 低入札価格調査・最低制限価格制度の導入・運用の徹底
- ビルメンテナンス・警備等における低入札価格調査発動基準の引上げ（現状6割程度）
- ビルメンテナンス・警備等の調達における価格以外の要素も評価する総合評価落札方式の適用拡大

◆取組状況の見える化

- 中小企業30万社に対する価格交渉促進月間フォローアップ調査及び「発注者リスト」の公表
 - 国・地方公共団体：89機関
- 措置状況調査として、各機関が毎年取組状況を自己点検し、中企庁がとりまとめて公表。

国等の契約の基本方針（閣議決定）に反映（次頁参照）。賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループにおいて、各省庁等、地方自治体の取組が更に進展するようフォローアップしていく。

令和8年度国等の契約の基本方針（案）の概要

- 官公需法に基づき、国等は契約時に中小企業者の受注機会を確保するよう努めるものとし、**国等の契約の基本方針**において**目標及び措置事項**を定め、毎年度当該基本方針を**閣議決定**。地方公共団体は国の施策に準じて必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 基本方針に明示した措置の実施状況は、各機関が毎年自己点検し、中小企業庁がとりまとめ公表。

契約目標

参考：国等（省庁、独立行政法人、国立大学法人等）の官公需総額は約11兆円、地方公共団体は約18兆円（R6年度実績）。

- 中小企業者向け契約目標**：割合**61%**、契約額**約6.5兆円** ※R7年度目標61%、約5.9兆円
- 設立10年未満の**新規中小企業者向け契約目標**：割合**3%以上**

措置事項のポイント

（1）価格転嫁・取引適正化の徹底

- 価格交渉時に**一方的に価格を決定することなく、迅速かつ適切に協議を行うことを明確化**
- 価格交渉時に**受注者が提示する公表資料を合理的な根拠として尊重することを明確化**
- 契約の途中で実勢価格に変化が生じた場合には**入札による契約を含め再交渉が可能**であることや、契約金額変更の申出を行った受注者に対して、次回発注時に**不利益な取扱いがないよう配慮することを明確化** 等

（2）ダンピング防止の徹底

- 低入札価格調査制度の導入を全ての対象契約で徹底**
（現状R6年度71%）
- ビルメンテナンス・警備等の契約における**低入札価格調査発動基準の引上げ**（現状6割程度） 等

（3）品質や機能等の適切な考慮

- ビルメンテナンス・警備等の調達における価格以外の要素も評価する**総合評価落札方式の適用拡大を明記**
- 燃料調達の際に、災害時に備えて**地域内に燃料供給拠点を有することが要件となり得ることを明確化**
- 著作権の活用を促す**コンテンツ版バイ・ドール条項**の契約書ひな形への設定の徹底 等

（4）フォローアップの強化

- 措置を未実施の場合の理由の公表**
- 受注側の中小企業による発注側機関の評価の拡充**

（5）人事評価における配慮

- 発注担当職員の積極的な価格転嫁・取引適正化の取組について、人事評価で配慮**